

注意ください

「学校の体育館等使用」

八月四日の教育委員会で、小中学校の運動場や体育館を、学校教育以外で使う場合は、次のようにきまりましたので十分注意してください。

八月四日の教育委員会で、小中学校の運動場や体育館を、学校教育以外で使う場合は、次のようにきまりましたので十分注意してください。
（弁償責任）
利用者は、施設又は設備を故意には過失で、破損、滅失したときは、損害を弁償しなければならない。

岡垣町立小中学校施設の開放に関する規則要点

利用団体

学校施設を利用する場合は、岡垣町に在住又は在勤する者が、成人の代表者も含め十人以上の団体をつくり、教育委員会に登録をし、事前に利用申込みをした場合に限り許可をする。

管理責任者

管理責任者は、十人以上の使用者グループのすべての管理をする二十才以上の責任者をいうが、管理責任者は常に善良な管理者としての責任と注意をもつて施設を利用しなければならない。
管理責任者がこの義務を怠った場合は登録をとり消す。
利用者（付添者も含む）は管理します。

援護業務移動相談

例年実施されています援護業務の移動相談が左記により実施されます。

記
一、場所 八幡西区役所第32会議室
二、相談事項

8月17日商工会 青年部主催
一、日時 昭和52年9月7日
10時～16時

2、戦没者の遺族等に対する特別

校長八時二十分～十六時五十分
土曜は八時二十分～十二時二十
用務員七時三十分～十八時三十
7、グランド等に自動車を乗り入
れない。
8、雨天後等で運動場に足型が残
るときは使用しない。
9、使用後は原状に復し、清掃、
施錠をする。
10、許可後、公的行事が緊急発生
した時は許可を変更する。
11、使用許可後、使用しない時、
と教委に連絡する。
12、関係者以外の立入者にも遵守
事項を徹底させる。
13、使用責任者（十人以上のグル
ープが使用する場合、最初から
最後まで現場において指導管理
する二十才以上の責任者）は、
使用後会場等の点検をし、使用
簿を記する。

（教育委員会）
1、旧軍人、軍属等で傷害により
死亡した場合の遺族援護。
2、戦没者の遺族等に対する特別

- 弔慰金及び特別給付金。
- 3、戦傷病者の援護について。
- 4、旧軍人、軍属等の普通恩給、普通扶助料、一時恩給等。
- 5、旧軍人、軍属等の公務傷病による傷病恩給、障害年金請求等。
- 6、旧軍人、軍属等の叙位、叙勲について。
- 7、その他援護業務全般について。

国民健康保険の手 続き

ので国保等の手続きが必要です。

○届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、「世帯主

は十四日以内に届出」をしなければなりません。次のことを参考にしてください。▲印かんは手続きを、△印かんは手続きに必要なもの。

△印かんは手続きに必要なもの。

▲印かんは手続きに必要なもの。

△印かんは手続きに必要なもの。

○資格と届出

○保険証の正しい使い方

(1) 内容を確かめておきましょう。

氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、裏面の「注意事項」もよく読んでおきましょう。

(2) 勝手にいろいろ記入しない。

自分で勝手に書きなおしたりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあつたときは、届出をして訂正を受けなければなりません。

(3) 治療がすんだら手もとに保管し、お医者さんのところに預け放しにしておくと不便であり、粉失など事故のもととなります。

(4) 貸し借りはダメ

不正行為や不当利得として損害をこうむることになります。

(5) 資格がなくなつたらすぐ返す。

（但し、中の一年で検認いたしましてそのまま。）その理由は、無効の保険証を回収したり、被保険者の資格を正しく確認したりするためです。

いま使っている保険証は昭和五

見なおそう
考えなおそう
みづのかち

○保険証は一世帯一枚が原則。

(7) 保険証は一世帯一枚が原則。

家族の一人ひとりが同じように出かせぎ、あるいは学校に通うた

被保険者であつても、被保険者証は一世帯一枚しか交付されません。

しかし、長期間の旅行や出張、各自の水道の水は大切に使つておられることがあります。先般

出かせぎ、各家庭に節水のチラシ及びステッカーを配布していただきましたが

ご協力をお願いします。ステッカ

ーについては炊事場、洗面所、風呂場等、水道をよく利用する所に貼つていただきましたが、まだま

だ暑さが続きますので水の需用は大限有効に利用するには各家庭の

一人一人が水を大切に使うことが重要なことです。子供さん達にもよく承知させて下さい。

保険証は、正しくは「国民健康保険証」といいます。

見なおそう 考えなおそう みづのかち

見なおそう<br

◇見舞金

単位万円

	災害の程度	入院日数	金額
一等級	死	亡	9.0
二等級	不具廢疾		6.0
三等級	180日以上の医師の治療を要した傷害	300日以上	16.5
		240日～299日	13.5
		180日～239日	11.0
		150日～179日	9.5
		120日～149日	8.0
		90日～119日	7.0
		60日～89日	5.5
		30日～59日	4.0
		30日未満	3.5
		150日～179日	8.0
四等級	90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害	120日～149日	6.0
		90日～119日	5.0
		60日～89日	4.0
		30日～59日	3.5
		30日未満	2.7
五等級	30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害	60日～89日	3.5
		30日～59日	2.7
		15日～29日	2.3
		15日未満	2.0
六等級	7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害	15日～29日	2.0
		15日未満	1.4

※入院をしない場合は各等級の最低額です。

一日一円の交通災害共済に加入しましよう。

昭和52年10月1日より見舞金
の最高額60万円が90万円になり
ました。

◇出資金 一世帯100円です。
(継続の方不要)

◇共済掛金 一人年額三六〇円
です。

◇共済期間 每年10月1日より
翌年の9月30日までの一年間です。

◇共済取扱い要領 繼続の方は
すでに申込書に加入者名を記入し
隣組単位で区長へ送付いたしてお
りますので、隣組長又は区長へ仮
領收書と引き替えに代金を支払っ
て下さい。又、新規加入者は、各
戸に配布してます桃色の新規加入

方。(修学のため市外に居住して
いる学生は加入できません。)
を出し合い不幸にして交通事故に
あわれた方々に御見舞金をさし上
げる、相互扶助を基本にした共済
制度ですので、家族ぐるみの加入
をお願いいたします。

◇加入資格 市内にお住まいの
方。(修学のため市外に居住して
いる学生は加入できません。)

申込書に記入され、隣組長又は、
区長へ代金と一緒に支払い下さい。
(加入者数) 四九一七人
(加入者率) 二三・一%

◇昨年加入状況
(加入者数) 四九一七人
(加入者率) 二三・一%

◇昨年度支払状況
(加入者数) 四九一七人
(加入者率) 二三・一%

岡垣町では皆さん的人権尊重と、
平和で明るい生活のために、特設
の人権相談所を開設しますのでも
し、あなたの身のまわりに理由な
く無理をしいれたり、人格を

無視されたり悩んでおられる方、
又農地、借地借家、金銭貸借、
戸籍登記その他、家庭内のいざこ
ざで心配されている方の相談に応
じます。相談内容については絶対
に秘密にされます。一般的法律問
題でも結構です。ご遠慮なくお出
下さい。

一、日時 9月29日午前10時～15時
一、場所 岡垣町東部公民館
一、相談員 人権擁護委員
法務局職員

秋の交通安全運動

9月21日から

県民のすべてに交通安全思想を

(4)シートベルト着用の推進
重点実施事項普及徹底し、正しい交通ルールと
安全な行動の実践を習慣づけるこ
とにより、交通事故防止の徹底を(1)生活ゾーン対策
(2)交通安全教育図ることを目的として次の要領で
実施される。(3)夜間の交通事故防止対策
(4)飲酒運転追放運動
(5)踏切り事故防止対策
(6)シートベルト着用期間 9月21日から9月30日まで
主催 交通事故をなくす福岡県
県民運動本部

実施機関・団体

(7)広報活動

福岡県警外各種団体

※みんなで守ろう交通安全

運動の重点

(1)歩行者、自転車利用者、特に
子どもと老人の事故防止。

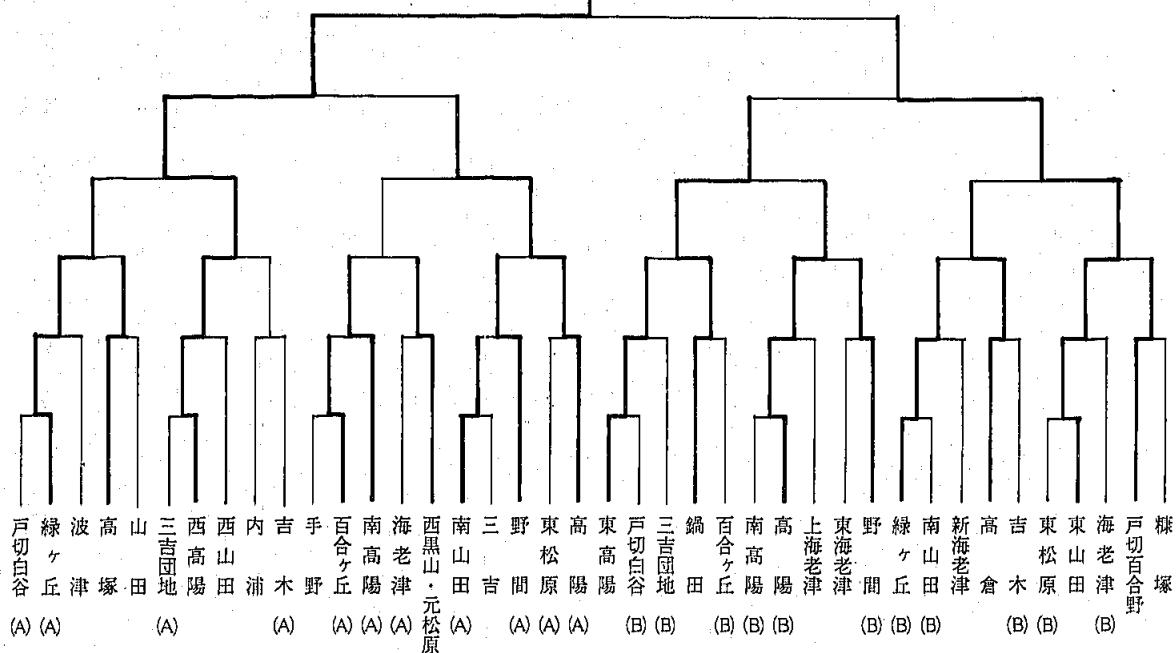
(2)夜間ににおける交通事故の防止。

(3)踏切事故の防止。

総務課

少年少女ソフトボール大会

(7月29日・30日・31日実施)



昭和五十二年度第十八回遠賀郡民体育大会が八月七日に行なわれ
結果は次のとおりでした。

優勝 東城繁樹（岡）
二位 広岡司（岡）

一般女子 優勝 芦屋町 三位 三位 水卷町 三位 闇垣町

遠賀郡民体育大会結果

一般男子

三位 岡垣町 四位 遠賀町

壮年バレーボール 大会予告

相撲 五段の部 二位 広渡忠義

二二二万男子外不川ノ
優勝 広岡司 東城繁樹(岡)
二位 立和田淳 福島賢一

昭和五十二年度社年バレー・ボル大会を十月十六日(日)午前九時より実施いたします。
昭和二十二年五月九日以前に出生した男子で編成されたチームで
十月七日(金)十七時までに、由
央公民館(二一一三一八)へ申込
みください。

「福岡県青年の船」

団員、班長募集

一、目的地

中華人民共和国（広州市）及び

沖縄県を訪問

二、使用船

商船三井客船「にっぽん丸」

約10,000トン

三、日程

昭和53年1月11日（土）から、

1月24日（金）まで14日間

四、参加者負担金

事前研修の参加費

五、資格

一般団員は、参加費として一人

六、募集人員

5万円のほか、旅券、入国査証に

七、募集期間

ともなう経費

八、募集の窓口

用・旅行傷害保険等の経費、約二

九、申込書

万円を負担していただきます。

十、申込書類

「青年の船」運行中及び事前研修

十一、申込書類

中に生じた負傷・疾病等とともに

悪いから、小学生以下は遠慮のこと、履き物には十分注意。

ス停集合 雨天のときは十月二日

持参品 弁当、水筒、バス貨物

行程十二時頂上十五時湯川海

岸十七時波津バス停解散。

1、成田山から直接登るので道がない。

2、事故については自己負担
体力づくりのため多勢参加ください。

3、公民館

東黒山の区長の家に、元文

二四〇年前……徳川吉宗の代
から、代々の区長に引継がれ

た「三里松原伐採禁止」の御墨付がある。

現在の区長河野勉氏よりいろいろと便宜をばかつてもらう。

岡の松原とも垣崎の松原ともいふ。筑前國統風土記に「内浦の西原村より芦屋までの海辺に、高き岡つづけり。ゆえにその辺を岡と称し、郡の名もこれによりて名付しならん。」と書いており、原から芦屋まで大砂丘があるので、遠賀郡の名も、遠賀をオカと読み、これから出、岡垣の岡もこの砂丘から名付けたものである。

ところが遠賀郡誌には「神功皇后暫く岡瀬に駐まりたまひしに、西風の烈しきを厭わせたまひ、吉木より芦屋の辺まで松を植えて垣となしたまひし故、その辺を垣崎の庄と名づく。」と。また「ついに、ここに宿陣させたまいしが、海風烈しかりしを厭い千本の松をさせたまひしに、この松をおい茂りしかば、そこを名づけて垣崎松原」と載っている。

三里松原は神功皇后が植えられたという伝説である。

しかし、平家物語八巻に、安徳帝が都落ちされた模様を書いて、帝が都落ちされた模様を書いて、住吉宮崎宗像香椎伏拝み、主上ただ旧都還幸のみぞ祈られる。

垂見山鴻浜という峻険難を凌がせ



三里松原

東黒山

(二)



東黒山にある御墨付

浜付砂吹上年々田畠荒候想而地所ノ損亡ハ重キ事ニ候故砂除のため当元文三年より浜辺松植立被何時ノ条常々手入相仕
といふうに、昔の文章、御家流で書いてあるので非常に読みにく

なりに「沙をまし、白榜は褐紅にぞ
鳥取の砂丘のように砂ばかりだつ
もつとも、平野の浜山には池が

ありにける云々」である。八百年
ぐらい前のことである。その頃は
この文章からみると、三里松原も

たまいて渺々たる平沙へ赴きたま
いける。いつならわしの御事なれ
ば御足より出る血は沙を染め、紅
の榜は色をまし、白榜は褐紅にぞ
なりにける云々」とある。八百年
ぐらい前のことである。その頃は
この文章からみると、三里松原も

いた。
鳥取の砂丘のように砂ばかりだつ
もつとも、平野の浜山には池が

あつたし、元松原のもとの安楽院
のあつたところには「ドンドンの
滝」といつて泉がわいているし、
潮入川、矢矧川沿線、及び海岸近
くの水の集るところは水分があり、
そこには楠、松の大木や、雑草、
雑木は繁茂していただろう。

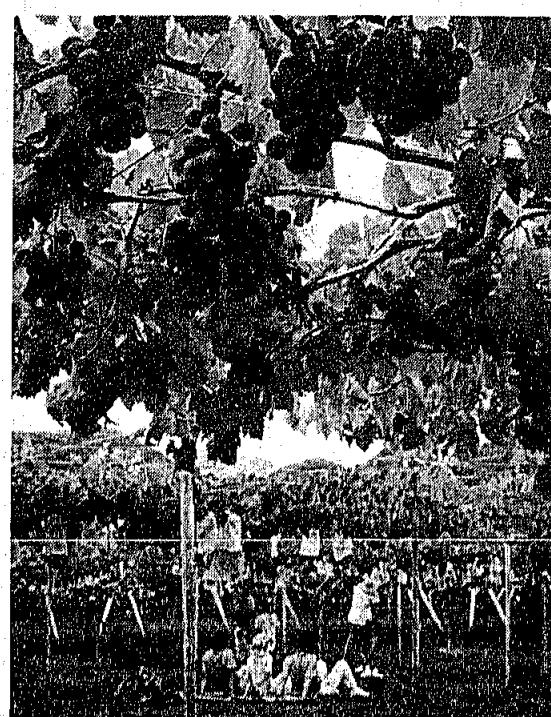
時の為政者はこの緑をふやし、風
防砂防にしようとしたが、何しろ
広大な砂丘である。手の施しよう

築前に来た黒田侯は、慶長十五
年（一六一〇年）に生松原・地蔵
松原に、元和四年（一六一八年）
には百道松原に松を植えさせてい
る。また箱崎松原は寛文三年（一
六六三年）から毎年三百本ずつ
植え、柏屋下府村の海岸に寛文、
延宝の頃、防風林として松を植え
させた記録がある。

* * *

遠賀郡古屋附近の松植は、明暦
寛文、延宝（一六五五年より一六
八〇年……四代将軍徳川家綱の時
代）と引続いて行なわれている。
しかし三里松原は広大で、その
上砂丘ばかりのところに北風、潮
風が強く、ただ植えただけではな
かなか根づかない。

それで元文三年四月に遠賀・宗像
柏屋・志摩の海辺の村々に松植を
命じた。
それが東黒山区長毛にも保存され
ている墨付。「御書附」と書いた
小さな木箱に納められ、代々区長
に引き継ぎされている。内容は、



高倉ふどう狩り

高倉にて 田中勝生氏提供

花押（書き判）のおされたこの
のため当元文三年より浜辺に松を
植え立てられる。
常に手入れをし下草も伐りとらな
いよう。後年になり如何なる事情
があるうとも浜辺砂除けの松諸木
は切ってはいけないという定めで
ある。後年になつて当時の詮議で
役人が伐ろうとしても、この書付
を示して断ること。
右の通りであるから、百姓とし
ても伐り荒すことがあつたら重科
に処せられること。

宗像郡の田野、江口、神濱、下穂
牟田尻、勝浦、鐘崎、上八、宮司
津屋崎の各村に老通ずつ渡された。

がなかつた。それが本格的にとり
組まれたのは徳川時代になつてか
らである。

「一定 浜付の砂が吹き上げ年々田畠が
荒ってきた。すべて土地の損亡は
極めて重大なことだから、砂除け
のため当元文三年より浜辺に松を
植え立てられる。

花押（書き判）のおされたこの
御書附は、古屋村、黒山村、同枝
郷薄崎、櫻塚、原、吉木、中原、
有毛、安屋、松原、平野、三吉、
内浦、戸畠、志摩郡の野北、彼忠
芥屋、新町、小金丸、櫻井、久家
西浦、今津、今津枝郷大原
裏柏屋郡古賀、蓮内、上府、下府
上和田、三吉

元文三年四月 吉田六郎太夫
遠賀郡 黒山村
枝郷 藤崎 一